



平成 28 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 オーエス株式会社
代表者名 取締役社長 山内 芳樹
(コード番号 9637 東証第二部)
問合せ先 取締役 土井雄二郎
(TEL 06-6361-3554)

監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 16 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するとともに、新たに執行役員制度を導入することを決定し、平成 28 年 4 月 21 日開催予定の第 98 回定期株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示いたしております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るため。

(2) 移行時期

平成 28 年 4 月 21 日（木）

2. 執行役員制度について

(1) 制度導入の目的

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、執行責任を明確化するとともに、業務執行の迅速化を図るため。

(2) 制度の概要

- ① 執行役員の選任、解任は取締役会で決定する。
- ② 取締役は執行役員を兼務することができる。
- ③ 任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(3) 制度導入日

平成 28 年 4 月 21 日（木）

3. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしましたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨、ならびに今後も継続的に業務執行の監督を行うのに相応しい人材を確保し、その役割を十分に發揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 経営の監督と執行の分離を目的として執行役員制度を導入することを明確にするため、取締役会が執行役員を選任できる旨、ならびに執行役員の中から役付執行役員を選定できる旨の規定を新設するものであります。また、当該規定の新設に伴い、役付取締役の規定を一部変更するとともに、取締役の員数の上限を減少させるものであります。
- ④ 条文の新設・削除に伴い条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年4月21日（木）
定款変更の効力発生日	平成28年4月21日（木）

以上

【別紙】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会等 (員数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>10</u> 名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名</u> を選定することができる。 第23条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議をもって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。 第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、 <u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。
(新 設)	(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新 設)	(執行役員) 第29条 当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。 2 当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員の中から専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。
(員数) 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除) (削 除)
(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤の監査役および常任監査役) 第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。 2 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定することができる。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削除)
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第33条～第36条 (条文省略)	第32条～第35条 (現行どおり)